

News Letter

税理士法人アイデアコンサルティング

{Contents}

- 1 Prologue
プロローグ
- 2 3 Information
キャリアアップ助成金・給与明細の見方
- 4 Team Profile
新人紹介
- 4 Message
代表からのあいさつ

Prologue

キャリアアップ 助成金

給与明細 の見方

梅雨も明けて夏本番となり、もうすっかり定着してしまった「酷暑」の季節がやってまいりました。夏バテしないように食事をしっかりと食べる、クーラーを活用するなど上手に乗り切っていきたいですね。今回は「キャリアアップ助成金」、「給与明細の見方」についてご紹介いたします。

IDEACONSULTING TEAM PROFILE 17

NEW

◆ 新人紹介 ◆

アイデアコンサルティングに
入社した新人を紹介します。
やる気あるフレッシュな彼らに
社内もより一層活気づいています。
これからの成長を期待してください。

[1] 堀井 祐里

出身：東京都 趣味：ドラマ / 映画鑑賞、食事

初めまして、堀井祐里と申します。前職では美容業界で事務をしておりました。未熟ではありますが、いつも笑顔を忘れず、お客様のご要望に寄り添いながらお力になれるよう精一杯努めてまいりますので宜しくお願い致します。

[2] 飯野 真由美

出身：東京都 趣味：旅行

はじめまして。飯野真由美と申します。これまでの経理経験を活かし、お客様のお力になれるよう、日々精進して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

[3] 平澤 春菜

出身：茨城県 趣味：ランニング、旅行

初めまして。平澤春菜と申します。前職も税理士事務所勤務しておりました。まだまだ経験は浅いですが、精一杯お客様のお役に立てるように努めてまいります。よろしくお願いいたします。



代表からのあいさつ



皆さま、今回もお読みいただきどうもありがとうございます。

流石にここまで長引くとは思っていなかったコロナ禍。相変わらずの緊急事態宣言に、すっかり慣れてしまいましたが、日常生活はともかく、ビジネスをする環境においては、そんな中でも今後の立ち振る舞いを注意深く考えていかないと、思います。

例えば、実店舗にみんないなくなっただけで、「デリバリーやECサイトからの売上が伸びている」とは皆様良く聞かれます。ただ、その会社自体の総額の売上は変わってないか減っていることも多く、要は売上構成比が変わっている

だけなんですよね。

では実際はどこが儲かっているのかというと、ECサイトを構築したり、コンサルする会社だったりします。実際にどういう世の中になるかではなく、世の中の流れがどう風が吹いているのか？ということが大事なのかも知れません。

我々アイデアコンサルティングも経営者であるお客様の経営にアドバイスというのはおこがましいですが、少しでもヒントになる何かを伝えられたらと思います。税務会計労務経理の基本業務のみでなく、引き続きサポートさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

伊東 大介 いとうだいすけ
45歳 血液型 O型

出身 / 神奈川県横浜市
趣味 / 仕事・お酒・読書・ダイエット

好きな言葉 / ビンズはチャンス、チャンスはチャンス
好きな食べ物 / 麻婆豆腐・みそラーメン

仕事におけるモットー / スピード・スピード・スピード
お客様に一言 / お客様の立場にたってサポートします!!

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者・短時間労働者等（いわゆる非正規雇用労働者）が企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度となります。ここでは「正社員化コース」について説明いたします。

〈正社員化コース〉



就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成されます。

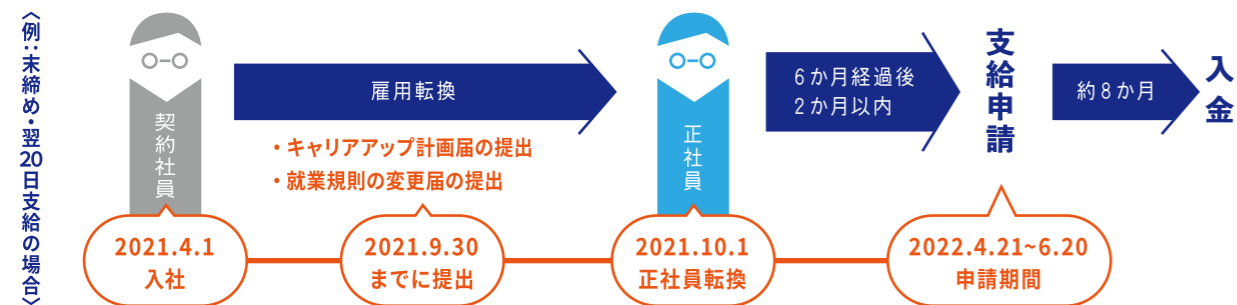
助成金の支給額

- ① 有期 → 正規：1人当たり57万円
- ② 有期 → 無期：1人当たり28万5,000円
- ③ 無期 → 正規：1人当たり28万5,000円
- ※①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで

対象となる労働者

- ① 雇用期間が通算6か月以上の正社員以外の労働者
- ② 正社員等として雇用することを約束していないこと
- ③ 事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者であること
- ④ 転換後6か月間の賃金*を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること
- ※2021年3月以前に正社員転換した方：5%以上増額
- ※2021年4月以後に正社員転換した方：3%以上増額

申請の流れ



その他支給要件等がございます為、申請をご希望の場合、また申請できるか試しに確認したい場合は、右記診断シートをご活用いただくか、右記へご連絡ください。

・助成金診断シート：<https://forms.gle/DQy1Ed82aTSMwV3A7>
・連絡先：sr-info@ideaconsulting.jp

給与明細の見方 ＜控除＞

給与明細は大きく分けて「勤怠」「支給」「控除」の3つで構成されています。ここでは従業員の方から質問を受けやすい「控除」項目について説明いたします。控除項目の構成は主に「社会保険」と「税金」です。

控除	
健康保険料 ①	26,155
介護保険料 ②	4,744
厚生年金保険料 ③	48,495
雇用保険料 ④	1,567
所得税 ⑤	18,710
住民税 ⑥	15,000
年調過不足税額	-12,345

令和3年01月分給与 明細書

氏名: アスト・マツコ様
所属: 株式会社理想国
従業員番号: F-001

項目	支給	控除	その他
勤怠	500,000	26,155	
手当	10,000	4,744	
給与	510,000	48,495	
控除		1,567	
所得		18,710	
住民税		15,000	
年調過不足税額		-12,345	
支払総額	510,000	102,206	407,794

社会保険（対象者：正社員と週の労働時間が正社員の3/4以上勤務の方） ※各保険は下記以外にも加入要件がございます。

控除① 健康保険（75歳未満）※75歳以上は後期高齢者医療制度に強制加入のため給与からの控除はありません。	原則、4月～6月の給与支給額を元に行う算定の結果に応じて控除金額が決定。毎年9月からの1年間に一定の金額が控除されますが、以下の場合変更の可能性があります。 ・保険料率改定時（健康保険・介護費保険は毎年3月） ・昇給や降給などの給与額変動時（一定の条件を満たす場合） ※変更があった場合は、一定期間経過後に金額が変更されます。
控除② 介護保険（40歳以上65歳未満） 控除③ 厚生年金保険（70歳未満）	
控除④ 雇用保険（対象者：週20時間以上勤務の方）	原則、支給額に応じて控除金額が決定され、その金額は毎月変動

税金

控除⑤ 所得税（甲欄適用の場合）	源泉所得税は、給与支給額から社会保険料等を控除した額と扶養親族等の数を「源泉徴収税額表」に当てはめて決定され、支給額によって毎月変動いたします。上記額は概算的に徴収されるものとなります。会社にて年末調整をすることにより、その年の年税額を決定しその年に納めた源泉所得税が払いすぎの場合には還付し、不足している場合には徴収します。
控除⑥ 住民税（特別徴収を適用した場合）	給与支払報告書を基に前年の所得に対して課税され、毎年6月～翌年5月分を給与天引きします。1年分を12か月で割るため、端数が6月に上乗せされ、7月以降が一定の金額というのが一般的です。金額は、5月頃に各従業員の住所地の市町村から送られてくる「決定通知書」によって確認することができます。※前年所得が無い場合や、一定金額以下の場合には住民税の天引きの必要はありません。

今回は以上となります。最後までお読み頂きありがとうございました。

何か気になること等ございましたらご遠慮なく弊社担当者までご相談頂ければと思います。